

横浜湘南道路トンネル技術検討会 規 約

(設 置)

第1条 横浜湘南道路トンネル技術検討会（以下、「検討会」という。）は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所が設置する。

(目 的)

第2条 検討会は、横浜湘南道路におけるトンネル構造、施工技術等に関する技術的な検討を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 検討会は、以下について検討等を行う。

- (1) トンネルの構造に関する事項
- (2) トンネルの施工に関する事項
- (3) その他必要な事項

(検討会の運営)

第4条 検討会には委員長を置き、検討会は、委員長が招集する。

2. 委員長は、事務局が推薦し、委員の了承を得て決定する。
3. 委員は、別紙1のとおりとする。
4. 委員長は、委員に諮った上で、委員の変更または追加を行うことができる。
5. 委員長は、必要に応じ、会議へのオブザーバの出席を求めることができる。
6. 委員長が職務を遂行できない場合、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(中立性)

第5条 委員は、検討会の設置目的に照らし、公正中立な立場から審議等にあたらなければならない。

(守秘義務)

第6条 委員等は、審議で知り得た内容について、検討会の許可無く第三者に漏らしてはならない。また、委員等の職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第7条 委員等の任期は、第3条に定める事項が終了するまでとする。

(検討会の公開)

第8条 検討会の設立趣旨書、規約、委員名簿及び開催日程については公開とする。

2. 会議および配付資料、議事については非公開とする。

3. これにより難しい場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所に置く。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

附 則 この規約は、令和元年10月2日から施行する。